

事務連絡
平成23年5月31日

東京電力・東北電力から電力供給される

各

都	県
指定都市	
中核市	

 民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における夏期の節電の取組の進め方について

東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

節電対策につきましては、平成23年5月19日付通知「社会福祉施設等における夏期の電力需給対策について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長）（以下「局長通知」という。）により示したところです。

今般、電気事業法第27条による東京・東北電力の管内における電気の使用制限について必要な準備が進められるよう、5月25日に経済産業省より「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」（別添1）が発表されました。

東京電力で電力を使用する者は、原則としてすべて、7月1日から9月22日までの平日9時～20時まで、また東北電力で電力を使用する者は、原則としてすべて、7月1日から9月9日までの平日9時～20時までについて、使用最大電力を前年比15%減とするために節電行動計画を策定、実施することが求められております。

社会福祉施設等につきましても、これらを受けて、夏期（7～9月）の節電に可能な限り徹底して取組んでいただくことが必要です。節電の取組の進め方（スケジュール等）のポイントは、下記のとおりです（別紙のスケジュールもご参照ください）。

つきましては、貴管内の東京・東北電力管内の市区町村や社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い致します。

記

1 大口需要家（契約電力500kW以上）の取組のポイント

- ① 6月1日に経済産業大臣より需要家に対し通知が送付されますので、節電行動計画を作成してください。
※節電の取組を検討するに当たっては、局長通知の参考1「大口需要家による取組について」及び平成23年5月23日付事務連絡「夏期に向けた節電対策アイデアの募集結果と節電行動計画の策定等について（社会福祉施設等のフォーマット例）」をご参照ください。
- ② 共同使用制限スキームを適用する場合は、6月17日（7月1日適用開始分）までに申請してください。
※共同使用制限スキームを申請する場合の手続きの詳細につきましては、経済産業省ホームページなどをご参照ください。
- ③ 節電行動計画を公表してください。（公表方法等については追って通知予定）
- ④ 検針日から15日以内（共同使用制限スキームを活用している場合には、毎月16日まで）に、経済産業局に対して、電気の使用状況を報告してください。

2 小口需要家（契約電力500kW未満）の取組のポイント

- ① 経済産業大臣からの通知は通知されませんが、節電行動計画を作成してください。
※節電の取組を検討するに当たっては、局長通知の参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」及び平成23年5月23日付事務連絡「夏期に向けた節電対策アイデアの募集結果と節電行動計画の策定等について（社会福祉施設等のフォーマット例）」をご参照ください。
- ② 節電行動計画を公表してください。（公表方法等については追って通知予定）

3 制限緩和について

社会福祉施設等については、国民の生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備として、電気事業法第27条における電気の使用制限の緩和がされており、大口需要家（契約電力500kW以上）の電力需要抑制値が前年比15%減のところを0%減とされております。詳細は別添1の「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」p6、告示第5条第1項第2号を参照してください。

制限緩和の対象となるためには、指定の様式にて6月17日（7月1日適用開始分）までに申請を行う必要がありますのでご注意ください。

なお、別添1の別紙1「制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について」においては、「制限緩和の対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体等として削減率（15%）を達成するように努めることとする。」とされ、制限緩和が認められた需要設備について、使用抑制に向けた計画の作成と事業所管省庁への提出を求め、計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況について検証を行うこととされております。節電行動計画は6月中に提出を求め

る予定です。また提出先・提出方法については追って通知します。

節電行動計画の策定に当たっては、制限緩和の対象となった場合においても、できる限り昨年よりも電力の使用を削減していただきますようお願いいたします。

なお、同一法人又は同一業種間で活用する場合を除き、制限緩和の適用を受けた需要設備との間での共同使用制限スキームの活用はできませんのでご注意ください。

電気の使用制限の緩和を申請する場合の手続きの詳細につきましては、経済産業省ホームページ等をご参照ください。

4 その他留意点

節電の取組を行うに当たって、市区町村や社会福祉施設等の開所時間等を変更するような場合には、利用者へ十分配慮願います。また、労働条件の変更に当たることがあると考えられますので、その際には、労使が十分に話し合い、家族的責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、雇用・就業の継続を図りながら節電に係る取組が実施されるよう特段の御配慮をお願いします。

5 通知文・電気事業法関連の問い合わせ先（6月1日～）

【東北電力管内】

東北経済産業局資源エネルギー環境部 電力使用制限班
〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（6階第3・4会議室内）
（電話）022-263-1111（内線）5561、5562、5564

【東京電力管内】

関東経済産業局資源エネルギー環境部 電力事業課
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館（8階8-1会議室内）
（電話）048-601-1200（内線）3827

6 参考となるウェブサイト等

経済産業省ホームページ

- ・「電力需給に関する検討会合」

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

- ・「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

- ・「節電—電力消費をおさえるには—」

※編集用の小口フォーマットも掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

厚生労働省ホームページ

・「夏期の電力供給対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>